

海外生活 エッセー

シンガポール事務所

シンガポールの電動キックボード事情 ～普及から突然の利用規制～

(一財)自治体国際化協会シンガポール事務所 所長補佐 佐藤 文昭 (松江市派遣)

→ 手軽に利用できた電動キックボード

最近、日本ではラストワンマイルの交通手段として電動キックボードへの注目が高まっているように思います。残念ながら、日本では道路交通法の関係から、電動キックボードは原付として扱われており、ヘルメット着用および電動キックボードへの方向指示器等の設置がされていないと公道を走れません。シンガポールでは、そういった規制はなく、数年前から利用者が増えていました。私がシンガポールに着任した2019年春には、マリーナベイサンズ周辺や市中で電動キックボードに乗っている人をよく見かけました。私も乗ったことがあります。簡単に操作でき、重さも10kg未満なので、折りたためば、電車やバスに持ち込むこともできます。公共交通機関を降りてからの徒歩区間、まさにラストワンマイルの交通手段として買おうかと迷ったほど快適でした。

同じく2019年夏には、配車サービス大手のGrabがシンガポールとマレーシアでレンタルサービスを開始し、急速にサービスエリアを拡大していました。また、レンタサイクルに比べ、駐輪場所を広く取る必要がないので、カフェや店舗の軒先など多くの場所にレンタル電

動キックボード用のスペースが設置されており、レンタサイクルに比べ非常に使い勝手が良かったです。ちなみに、レンタサイクルは、バス停や地下鉄出入口付近の指定された場所にしか駐輪できない仕組みになっています。

こうしたことから、電動キックボードがレンタサイクルに完全に取って代わるのだと思っていました。

→ 突然の利用規制

ところが、シンガポールでは2019年11月5日に電動キックボードの歩道での使用を禁止とする法律が施行されました(もともと車道での使用は禁止。法施行により自転車専用道等でのみ使用可能)。しかも、法律施行のアナウンスは11月4日という、かなり急なものでした。この使用禁止の背景には、電動キックボードに関連する事故の急増があったようです。2018年の事故件数は300件程で、自転車やバイクに比べると件数は少ないですが、死亡事故など深刻な事故につながる場合が多いことに鑑みた結果のようです。こうした大きなインパクトがある政策決定を迅速にこなすシンガポール政府にも驚きましたが、法律が施行されて直ぐにサービスを終了させたGrab社の対応にはさらに驚かされました(翌日にはほとんどレンタル用の電動キックボードが回収されていました)。違反して有罪になると、最大で罰金2,000ドルまたは禁錮3か月(もしくはその両方)が科されることとなります。近隣のインドネシアでも、電動キックボードでの死亡事故を受けて、利用が規制されました。

一方で、日本では各所で実証実験が始まり、福岡で規制緩和特区の動きがあるなど、活用に向けた取り組みが活発化しています。シンガポールで日本の原付と同様な規制が導入された現在、今後は日本でこういった法整備がされていくのか、注目しています。



マレーシア・クアラルンプールのレンタル電動キックボード